



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

シンガポールの政策 税財政編

(2025年 4 月) 一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所

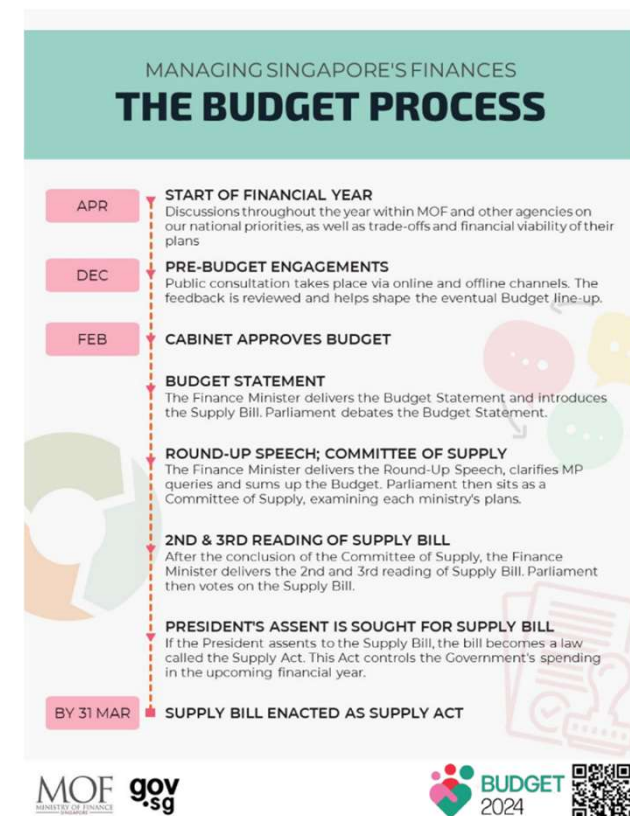
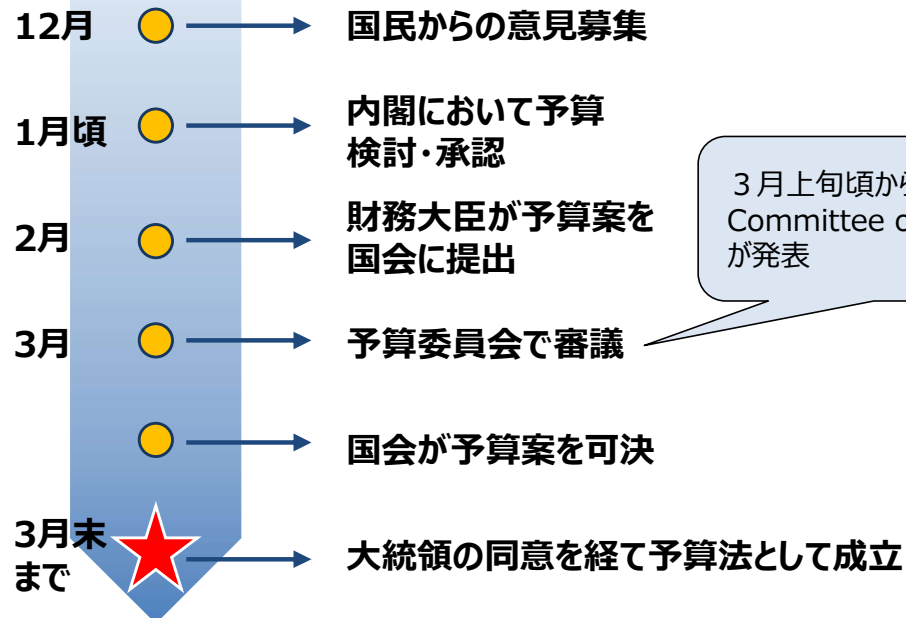
1. 予算の概要
2. 2025年度予算のポイント
3. シンガポールと日本の予算
4. 税の概要
5. 関係機関

1. 予算の概要

- 1968年までは1月1日から12月31日までであったが、1969年の会計年度を1月1日から翌3月31日とし、1970年4月から現行の4月1日から翌3月31日の会計年度となった。
- 新年度が始まるまでに予算案が可決されない場合、シンガポールでは予算案可決前でも内閣の承認があれば、財務担当大臣は前年度予算の4分の1を上限として政府の基金から支出できる規定がある（憲法148条B（4））
- 大統領は、積み立ててきた基金を乱用するような予算となる場合は同意を拒否することができる。
大統領が予算案に対し拒否権を発動した場合は国会で再審議することとなる。再度審議し国会（議決権を持っている議員）の3分の2以上の賛成があれば予算案は可決となる。
- 補正予算は年度途中に（シンガポールの財政年度は4月1日～3月31日）、各省庁はその必要性に応じて補正予算の要求を行う。財務省は各省庁からの補正予算要求を取りまとめ、補正予算の案を提出する。
以降、予算案成立までの過程は、当初予算案と同様である。

○基礎的事項

・予算成立までの流れ



1. 予算の概要



- シンガポールの予算の特徴として地方予算がないことである。また、日本の場合は、歳入と歳出が同額となるように予算書が作成されるが、シンガポールは英国、カナダなど同様に歳入歳出予算額をそれぞれ計上している。
- 歳出は省庁の一般歳出Total Expenditure（運営費Operating Expenditureと開発費Development Expenditureの合計）と特別移転費Special Transfersの大きく2つで構成される。特別移転費は国民に対する一時給付金、公共料金の払い戻し、国家研究基金や各種社会保障プログラムの基金への補填等、一般歳出に含まれない費用を指す。
- 歳入は税金や手数料等のいわゆる通常の歳入Operating Revenueと純投資収益Net Investment Returns Contributionの大きく分けて2つの構成。純投資収益とは、政府系投資機関やシンガポール金融管理庁（中央銀行に相当・Monetary Authority of Singapore（MAS））が準備金を運用し、株式等への投資による配当金や金利収入などの収益を指す。

○2025年度予算規模比較

（S\$ 1 ≒ 113円）

	歳 出	歳 入	税 収（歳入のうち）	人 口 面 積
シンガポール	13兆9,883億円 （S\$1,237億9,100万）	13兆8,739億円 （S\$1,227億7,800万）	12兆4,672億円 （S\$1,103億2,900万）	592万人 735km ²
	特別移転費	純投資収益 3兆664億円 （S\$271億3,600万）		
	（各種基金への拠出） 2兆2,148億円 （S\$196億）			
	（各種基金への拠出以外） 4,270億円 （S\$37億7,800万）			
	計	計		
	16兆6,301億円 （S\$1,471億6,900万）	16兆9,403億円 （S\$1,499億1,400万）		
日 本	国：115兆5,415億円 地方：97兆94億円	国：115兆5,415億円 地方：97兆94億円	国：78兆4,400億円 地方：45兆4,493億円	1億2,340万人 377,975km ²

○国家準備金の歳入への繰り入れ

シンガポールの財政の特徴は、政府の準備金（The reserves of the Government）を運用する機関の投資収益の一部を一般会計に繰り入れており、**2024年度予算では純投資収益S\$235億**を歳入に繰り入れている。

積み立てられた準備金（元金）を活用するためには、大統領の承認が必要となる。過去には、リーマンショックや新型コロナウイルス対策の際に活用された。

・国家準備金を管理する組織

- 1 シンガポール金融庁（Monetary Authority of Singapore, MAS）
- 2 GIC Private Limited（政府系投資ファンド）
- 3 Temasek Holdings（政府系投資ファンド）

新型コロナウイルス対策として、
2020年度から2022年度にかけて、
準備金のS\$427億が活用された。

・国家準備金の構成

- 1 物理的な資産（土地、建物）
- 2 財政的な資産（現金、債権など）

1. 予算の概要



- 両企業とも官僚出身者と民間出身の投資のプロフェッショナルなどから構成されているほか、国籍問わず多国籍の職員を有する多国籍企業でもある。
- アメリカのソブリン・ウェルス・ファンド研究機関であるソブリン・ウェルス・ファンドインスティテュートによる運用資産推定残高のランキングではGICが7位（USD8,008億）、テマセクが14位（USD2,878億）となっている。（2025年5月現在）
- それぞれ海外に事務所を設けており、国外での投資活動に積極的である。

○政府系投資機関

国家準備金を運用する機関が歳入予算に貢献。

→純投資収益の一部を歳入予算に繰り入れる

（2025年度予算では、純投資収益S\$271億3,600万を歳入に繰り入れ）

機関名	内 容
テマセク・ホールディングス (Temasek Holdings (Private) Limited) 	シンガポール政府が保有していた株式資産等の運営や政府系企業群を管理する目的で1974年に設立された政府系投資会社。傘下企業の上場で得た株式の売却益などを元手に、国内外の企業への投資活動を積極的に展開。 ※海外事務所： ブラジル、インド、メキシコ、中国、英国、米国、ベトナム
GIC（旧シンガポール政府投資公社） (GIC Private Limited) 	シンガポールの外貨準備運用等を行う目的で1981年に設立された政府系投資ファンド。2013年にGovernment of Singapore Investment CorporationからGIC Private Limitedに名称を変更。 ※海外事務所： 英国、インド、中国、韓国、日本、米国、ブラジル

2. 2025年度予算のポイント



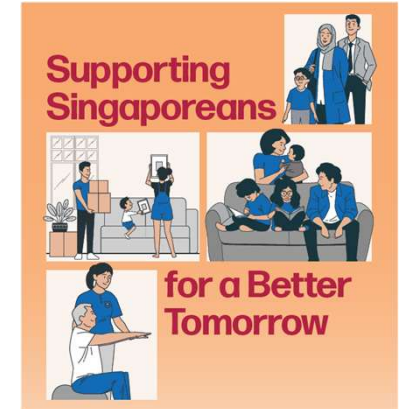
The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

予算方針 : Onward Together for a Better Tomorrow

～より良い明日へ向けて共に進もう～

2025年度予算 6つの柱

- ①コスト圧力に立ち向かう
- ②成長をさらに進める
- ③生涯にわたり働く力を育む
- ④持続可能な都市を築く
- ⑤思いやりのある包括的な社会を育む
- ⑥ひとつの国民として団結する



【出典】シンガポール財務省（Ministry of Finance）2025年度予算パンフレット

★予算のトレンド★

企業向けの支出 → **国民向け**の支出（経済政策最優先だが、国民向けの支出も重視）

●国民向けの具体的な政策

【家庭支援】

- ・シンガポールの20歳以下のすべての子どもに対して年額500SGDの支給（子育てや学校に係る経費など生徒制限はあり）
- ・政府が支援する保育所における、終日養育費の引き下げ
- ・大家族支援
- ①2025年2月18日以降に生まれた3人目以降の子どもに対する助成金を5,000SGD増額
- ②2025年2月18日以降に生まれた3人目以降の子どもの母親に5,000SGDの助成金を支給（医療用口座に）
- ③3人目以降の子どもが1歳から6歳になるまで、その家族に対して毎年1,000SGDを支給



【高齢者支援】

- ・長期介護の補助金および助成金の増額、対象世帯の拡大
- ・介護を行う家族に対する助成金の最大600SGD/月の増額



【障害者支援】

- ・障害者を雇用する企業への補助金
- 「Enabling Employment Credit」の2028年までの延長
- ・成人の障害者サービスに対する補助金の増額、対象世帯の拡大



【コミュニティ支援】

- ・自助グループに対する5年間で6,000万SGDの支援
- ・SG Gives（寄付を募るためのオンラインプラットフォーム）への2.5億SGDの助成金



【リスキリング】

- ・政府主導の研修プログラムを活用して長期のフルタイムトレーニング／通学を行う40歳以上のシンガポール人に対して、その期間中の収入の50%を政府が保証（3,000SGD／月まで）。

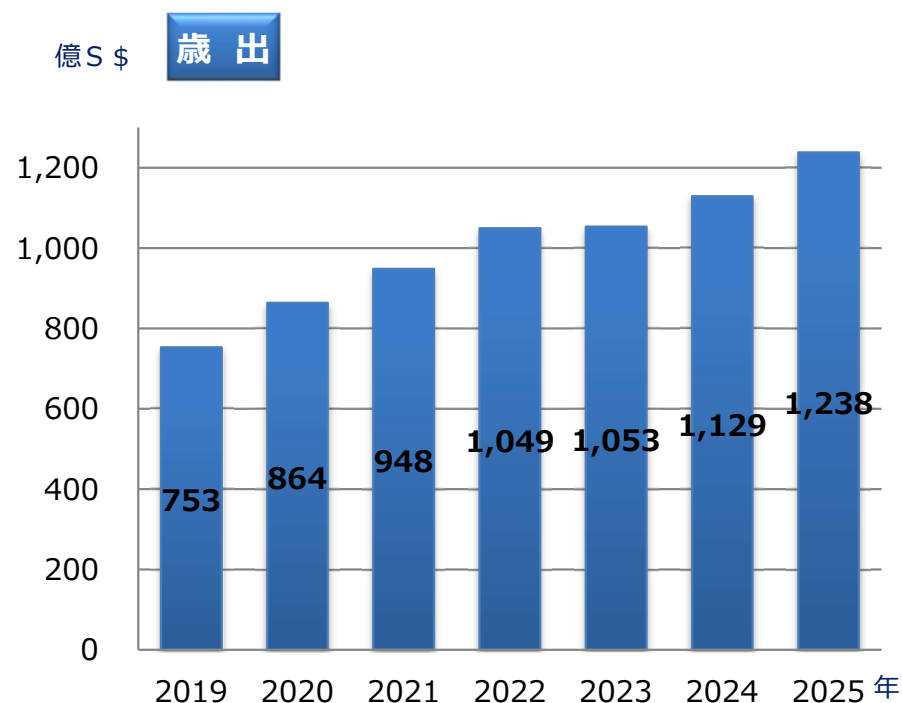
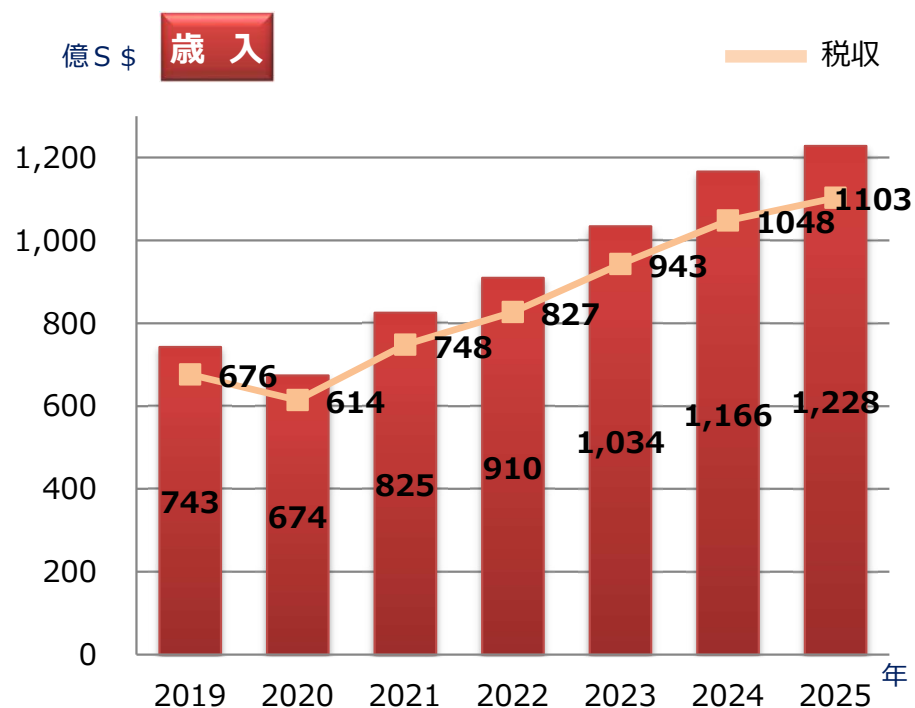


【出典：MOF | Budget Booklet 2025】

2. 2025年度予算のポイント

- 2019年～2024は決算ベース、2025年は予算ベースの数値
- 歳入に関しては、政府系投資機関の収益を繰り出す前の数値（一般歳入に占める税収部分を明確にするため）
- 歳出に関しては、特別移転費（一部の国民・企業への支援の支出）を繰り出す前の数値（いわゆる一般歳出）

○シンガポールの一般会計・歳入予算と歳出予算の推移



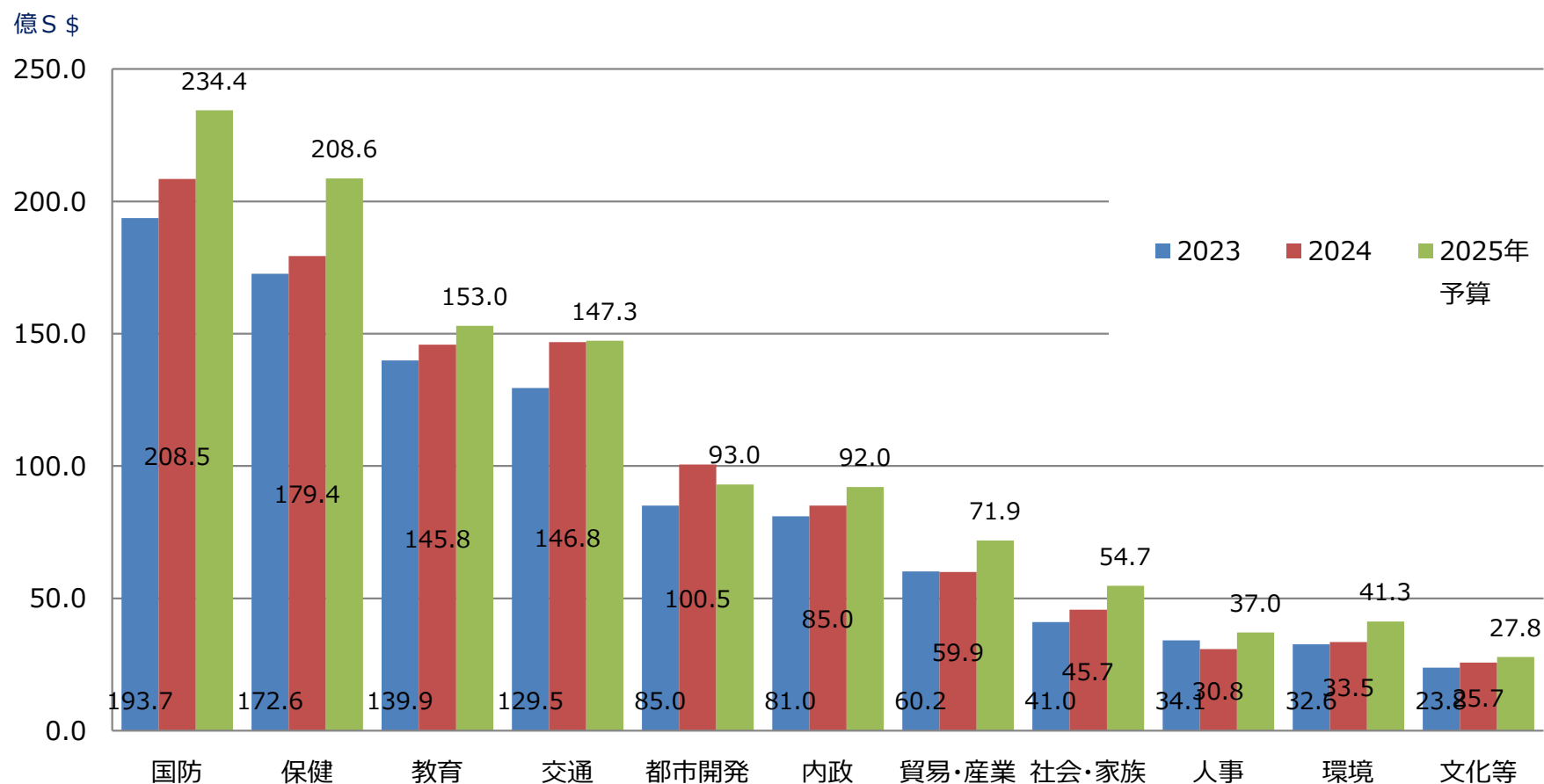
[出典：シンガポール政府公表資料（Analysis of Revenue and Expenditure Financial Year 2025）]

2. 2025年度予算のポイント



- 割合の多い順から、防衛、保健、教育、交通となっている。
- グラフの数値はTotal Expenditure（一般歳出）（運営費Operating Expenditure + 開発費Development Expenditure）を示している

○各部門別歳出額（直近3年間の比較）



[出典：シンガポール政府公表資料（Analysis of Revenue and Expenditure Financial Year 2025）]

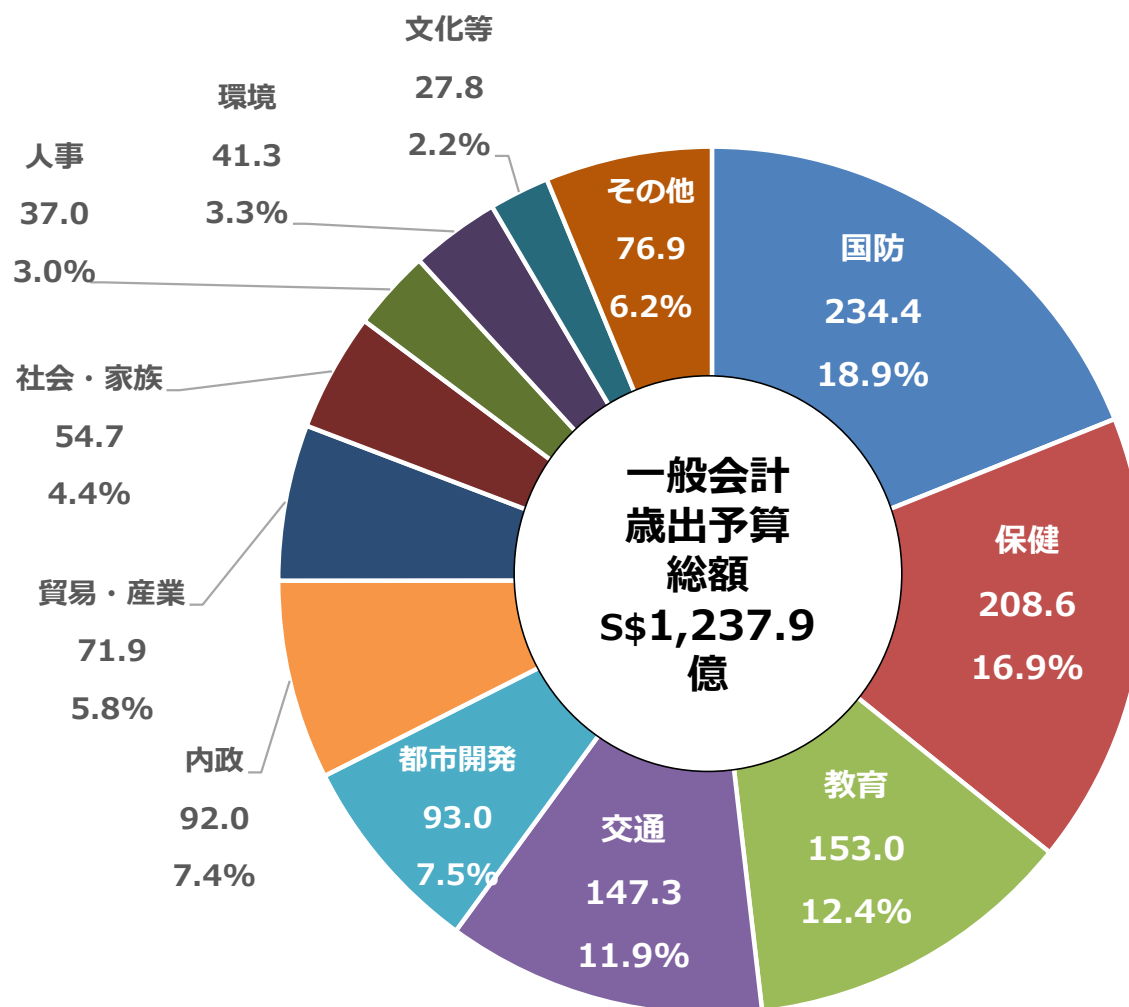
3. シンガポールと日本の予算



- 数値はTotal Expenditure（一般歳出）（運営費Operating Expenditure + 開発費Development Expenditure）
- シンガポール政府の歳出は、保健、国防、教育、に大きく予算が配分されている

シンガポール

○2025年度一般会計・歳出予算



単位：億Sドル

[出典：シンガポール政府公表資料（Analysis of Revenue and Expenditure Financial Year 2025）]

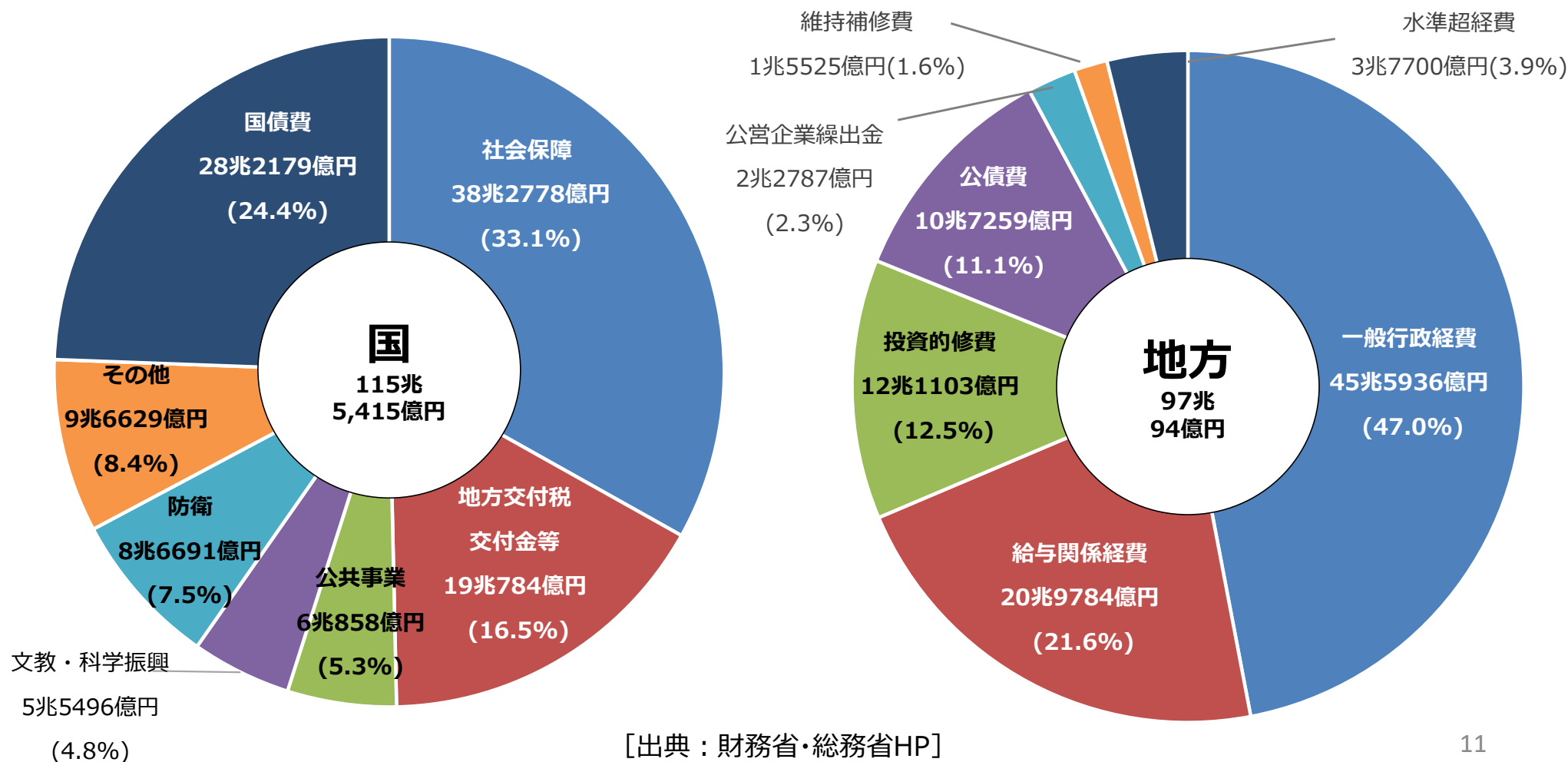
3. シンガポールと日本の予算



- 日本政府の場合は、33.1%を社会保障費が占め、国債費、地方交付税交付金等が続いている
 - 地方における歳出は、一般行政経費、給与関係経費、投資的経費の順となっている
- ※一般行政経費：すべての行政事務に要する経費から、人件費、投資的経費、維持修繕費、公債費を除いたもの。

日 本

○2025年度一般会計・歳出予算

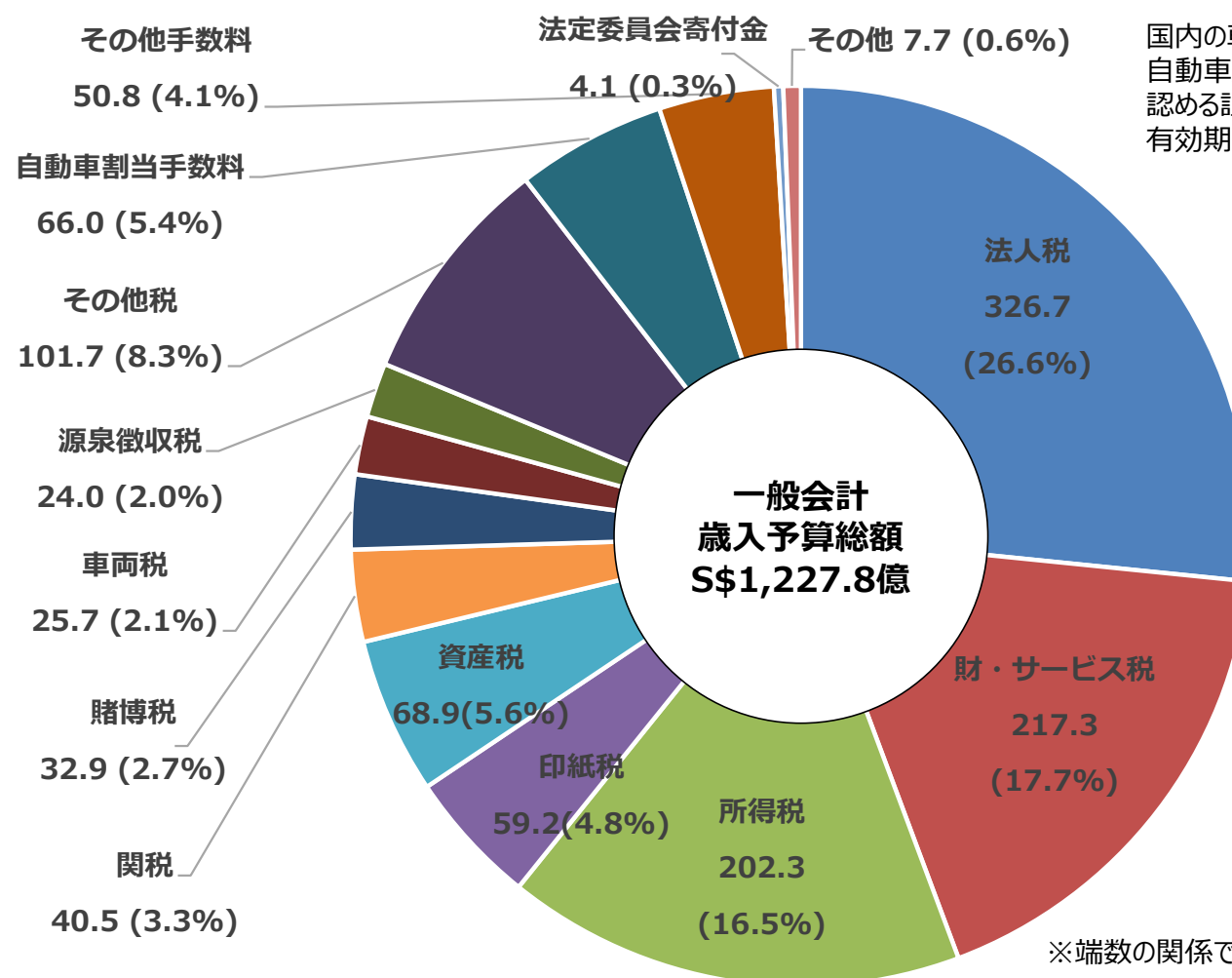


3. シンガポールと日本の予算

- シンガポールでは、歳入の約90%が税収で賄われている。（2025年度）
- 残りは、自動車割当手数料（自動車所有権利証（COE））や法定機関（各省庁）の手数料収入などとなっている

シンガポール

○2025年度一般会計・歳入予算



※自動車所有権利証（Certificate of Entitlement）

国内の車両台数の総量を規制することを目的に、
自動車購入者に10年間の車の保有と使用を
認める証書の取得を義務付けるもの。
有効期間は、購入した車両を登録した日から10年間。

※端数の関係で総額と内訳の合計が一致しない

単位：億ドル

[出典：シンガポール政府公表資料（Analysis of Revenue and Expenditure Financial Year 2025）]

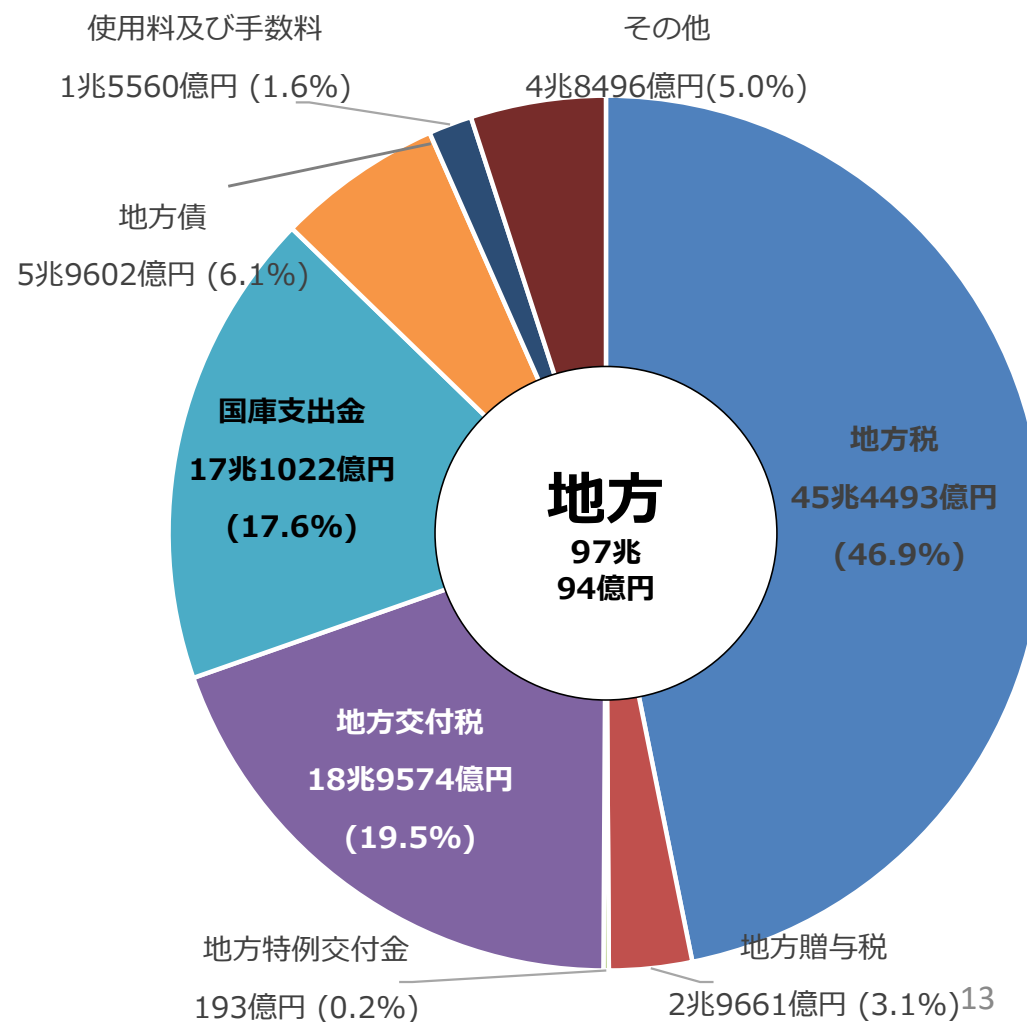
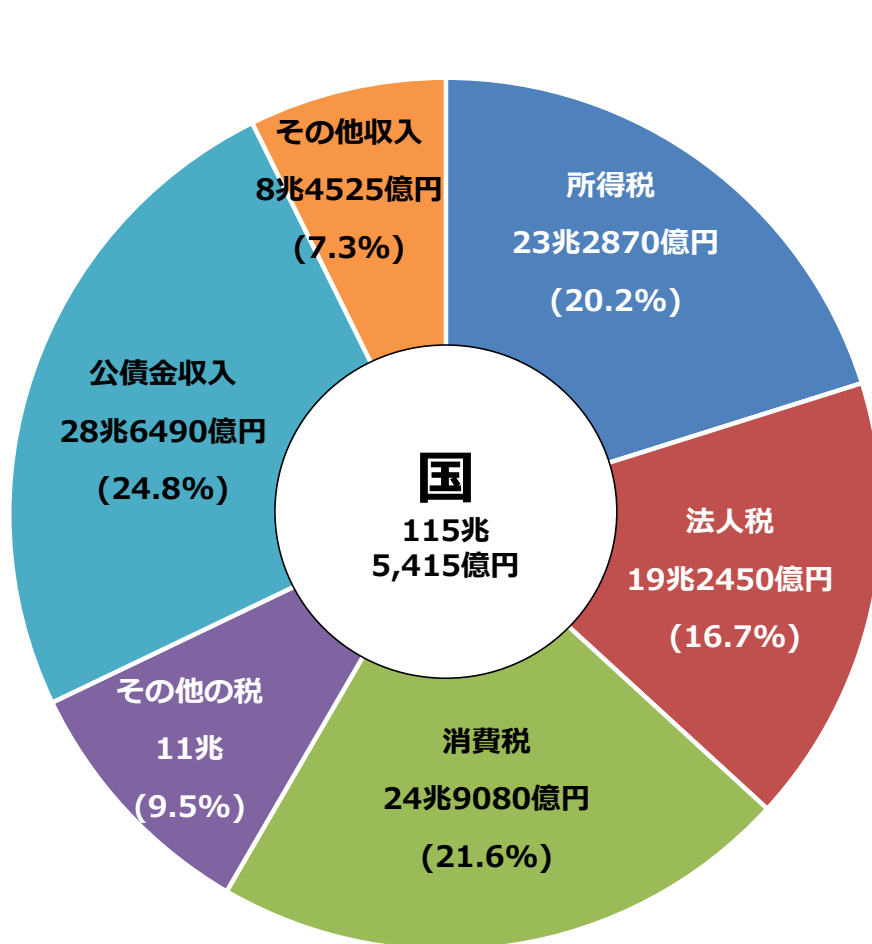
3. シンガポールと日本の予算



- 日本の国の税収は全体の約68%しかなく、不足分の多くは公債の発行により賄われている
- 地方の歳入に占める割合は、地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債の順になっている。このうち、地方税や地方交付税のように、使途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいる。地方公共団体が、様々な行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が重要になる

日本

○2025年度一般会計・歳入予算



[出典：財務省・総務省HP]

4. 税の概要



○シンガポールの税目（１）

税 目	内 容
法人税	- 税率は17% - 地方税がないため、日本の法人住民税に相当するものがなく、税金として課せられるのは所得としみなされたもの（法人所得税）のみ。 - 経済開発庁（以下、EDB）などの政府機関によって認定を受けた企業に関しては、軽減税率適用などの優遇措置を受けることができる。
所得税	- 所得税の納税者のうち、居住者については、0 %から24%までの累進課税制度により適用される。20,000ドル（約160万円）までは税率0 % （2024賦課年度（2023年度）より） - 非居住者である個人の雇用所得には、一定税率15%で計算される税額、もしくは居住者に適用される税額のいずれか高い方の税額が適用される。
消費税 (Goods & Services Tax: GST)	- 商品やサービスに支払われたお金に対して課税される。標準税率は9%。(2024年 1 月より) ※1994年4月1日～2007年6月30日 … 3% 2007年7月1日～2022年12月31日… 7% 2023年1月1日～2023年12月31日… 8% 2024年1月1日以降 … 9%
資産税	- 賃貸される不動産の所有者に課される。 - 住宅用不動産には累進税率が適用され、その他の不動産（住宅用土地、商業用・産業用不動産）には年間評価額（土地の場合には土地評価額の5%、建物(商業用・工業用を含むが、ホテル・港湾・製油所・発電所等は除く)の場合には年間賃貸料に相当）の10%が適用される。
関税	シンガポールは自由貿易であり、輸出関税は比較的少なく、主にタバコ、石油製品及び酒類に課される。また、輸入関税も少なく、主に自動車、タバコ、酒類、石油製品に課税される。
車両税	- 車両の所有制限と道路渋滞を抑制することを目的として、車両に課される。 - 自動車所有権利証書とは別に自動車取得時に登録料（Registration Fee）、追加登録料(Additional Registration Fee)が課せられる。 - また、道路税(Road Tax)が課税される（課税額は自動車により異なる）
賭博税	競馬、サッカーくじ、ジャックポット、ラッキードローなどの賭けに対して課される。

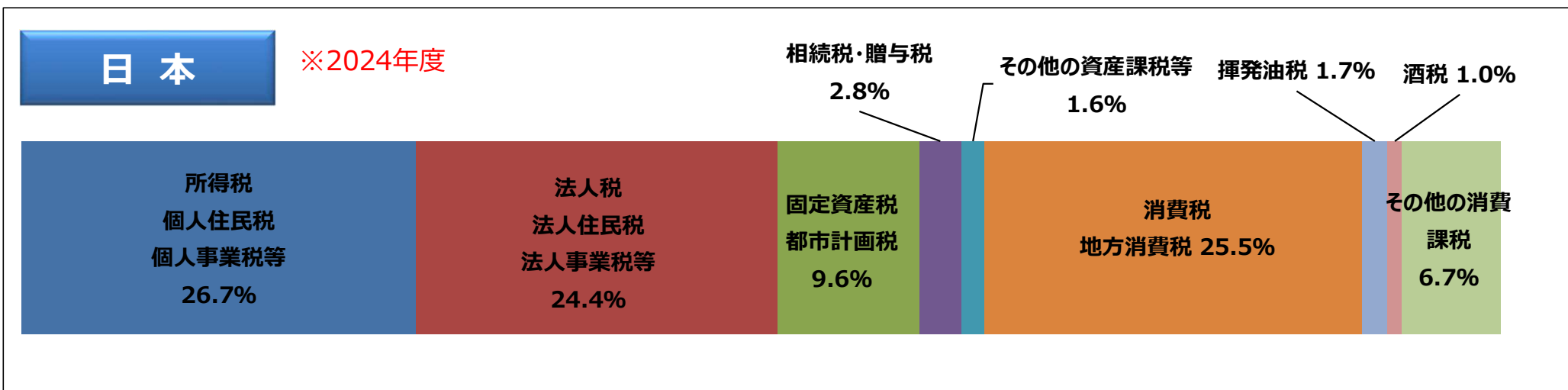
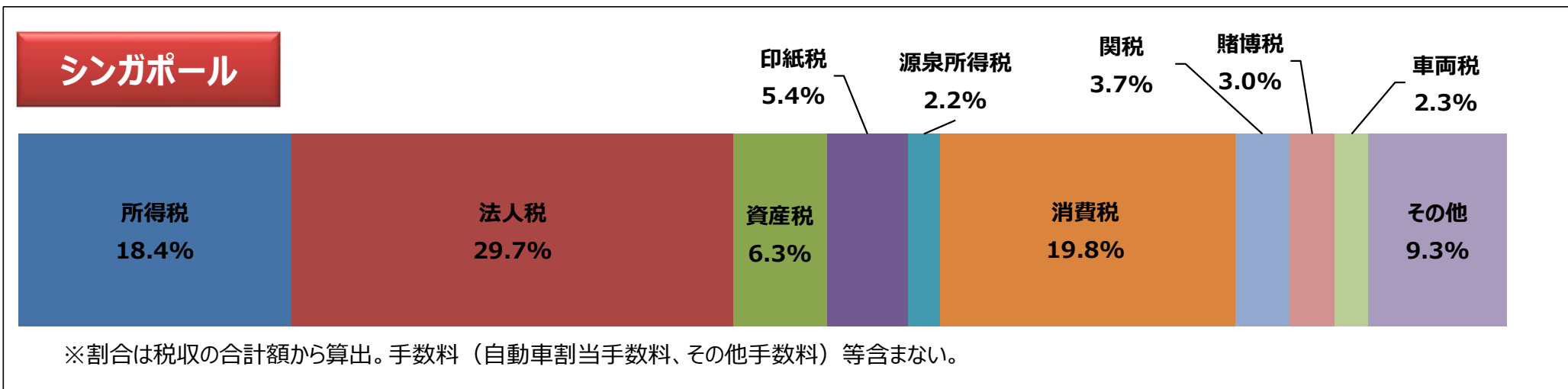
○シンガポールの税目（２）

税 目	内 容
カジノ税	・ カジノ事業者に対し、カジノによる総賭博収入に対して課税される。 ・ カジノ事業者が政府に毎月納めるカジノ税は売上から消費税を控除した総粗収益に課税される。カジノ税は顧客層により異なった税率が設定されており、一般顧客は15%と、世界的に見ても最低水準である。富裕層を取り込むため、カジノ内の口座に10万シンガポール・ドル以上の預金を持つ「特別顧客」についてはさらに低い5%が設定されている。なお、カジノの開発が始まってから15年間はこの税率は改定されないとされている。
印紙税	・ 不動産売買、不動産賃貸、株式譲渡、不動産・株式の担保権設定等特定の契約文書・書類に対して課税される。印紙税は従価税率又は書類ごとに定められた固定額で賦課される。
源泉所得税	・ 非居住者がシンガポールにおいて稼得した、又はシンガポールにおいて稼得したとみなされる所得においては、源泉徴収の方法により課税される。
炭素税	・ 2019年より炭素税を課している。25,000トン以上の温暖化効果ガスを排出する設備は課税対象となり、1トン当たりS\$25の炭素税が課される。 ※2019年～2023年 … 1トン当たりS\$5 2024年～2025年 … 1トン当たりS\$25 2026年～2027年 … 1トン当たりS\$45 2030年までにS\$50～80にする予定

➤ 相続税（Estate Duty）は廃止。
 従来、シンガポール国籍を有する個人が死去した際に、故人が保有する資産に対して5%又は10%の税率で相続税が課せられていたが、2008年2月15日以降、廃止されている。

4. 税の概要

○2025年度税目別税収割合



[出典：シンガポール政府公表資料(Analysis of Revenue and Expenditure Financial Year 2025)、財務省HP 国税・地方税の税目・内訳]

➤ シンガポールに「法人税法」という法律はなく、法人も個人も所得に対する課税はすべて「所得税法」が適用される

○申告と納税 (1) 法人税

課 税

○課税対象の計算

- ・申告は会計事業年度の翌年に行う
- ・課税対象（属地主義）
 - 国内で発生した所得、
 - 国外で得た所得のうち国内で受け取った所得
- ・税率は17%（2010賦課年度より）

課税所得の稼得のため専ら発生した費用は、
原則として損金算入できる。

○キャピタルゲインについて

基本的にキャピタルゲインは課税されないが、本業所得とみなされる場合は、課税対象となる。

○外国税額控除について

二重課税排除の観点から、国外で課税された所得に対して、シンガポールでも課税される場合には、国外で課税された外国税額と当該所得に対してシンガポールで課税された金額のいずれか低い方を限度として、法人税額から控除することができる。（租税条約を締結していない国も該当）
なお、国外源泉所得が国外で課税の対象となり、かつ国外の最高法人税率が15%以上である場合、国内に送金される配当金などが免税の適用対象となる。

納 税

○確定申告書の提出

- ・事業年度終了の日の属する年の翌年11月末を期限として内国歳入庁に確定申告書を提出することが義務付けられている。
- ・年間売上高がS\$500万以下等、一定の要件を満たす企業は簡略化された確定申告書を提出すればよいこととされている。

○見込所得の申告

- ・事業年度終了から3か月以内に提出

○電子申告の義務化

- ・2018年賦課年度以降、確定申告及び見込申告に関して、段階的に電子申告が義務化されている。
※2018年賦課年度以降：年間売上高S\$100万以上、2019年賦課年度以降：すべての法人、2020年賦課年度以降：すべての申告

○納税手続き

- ・申告後、内国歳入庁からの納税通知に基づき納税

○申告と納税 (2) 所得税

課 税

○申告

- ・申告通知を受け取った者は前年 1 ～12月の所得について 4 月中旬までに申告する

○税率

- ・累進課税となっており最高税率は24%(2024賦課年度より)

○控除

- ・基礎控除：55 歳未満の全ての個人はS\$1,000
- ・高齢者の就労所得控除：高齢者の就労継続を支援するため、個人所得税について55～59歳の就労者の基礎控除S\$6,000、60歳以上の就労者の基礎控除S\$8,000
- ・身体及び精神障がい者控除：55歳未満がS\$4,000、55～59歳がS\$10,000、60歳以上がS\$12,000の基礎控除
- ・配偶者控除：配偶者の年間所得がS\$4,000以下の場合、S\$2,000の所得控除
- ・扶養控除：子供一人につきS\$4,000。ただし子どもの要件として、
①年間所得S\$4,000以下、②16歳未満又は16歳以上の場合は全日制の教育機関に在籍していることが必須
その他祖父母養育控除等がある

納 税

○確定申告の義務

- ・源泉徴収制度はなく、年間所得が22,000ドル以下の個人を除く全ての個人に確定申告の義務がある。

○納税通知

- ・納税通知が 4 月末以降に送付され、納税通知の日付から30日以内に支払う必要がある。
- ・銀行口座の自動引き落とし(GIRO)での納付が推奨
- ・GIRO以外の納付は一括払
- ・納付期限を超えると 5 % (初回督促時) の延滞税

4. 税の概要



○申告と納税 (3) 財・サービス税 (GST) ※日本の消費税に相当

課 税						
施行日	1994.4.1～	2003.1.1～	2004.1.1～	2007.7.1～	2023.1.1～	2024.1.1～
税率	3%	4%	5%	7%	8%	9%
・基本的にすべての財貨およびサービスが課税対象となる ・引き上げ時期は経済状況や中期での歳出の増加度合、現行の税制によるGDP成長効果といった複数要素を考慮して決定される ・2020年1月1日からサービスの輸入が課税対象となり、2023年1月から少額輸入物品や教育関連、フィットネス関連、遠隔医療等のライブ配信されるB2Cの非デジタルサービスに対してもGSTが課税されることとなった。						
納 税						
・年間売上高がS\$100万以上の企業は内国歳入庁にGST登録 ※S\$100万未満の企業も任意で登録可 ・自社の商品やサービスを国内で販売・提供する際にGSTを徴収する義務がある ・GST登録会社は四半期ごとにGSTの計算結果を電子申告しなければならない ・申告・納付期限は各計算期間終了日から1カ月以内						

5. 関連機関

(1) 財務省 (MINISTRY OF FINANCE)

- シンガポールの財政の執行・管理について責任を負う。
- 経済を統制することよりも発展させることに焦点を置き、産業の専門家と協力し、シンガポールを世界クラスの金融ハブ、ビジネスハブにすることを目的とする
- 24の部局により構成。
財務省管下の3つの法定機関等と連携



(2) 財務省管下の法定機関

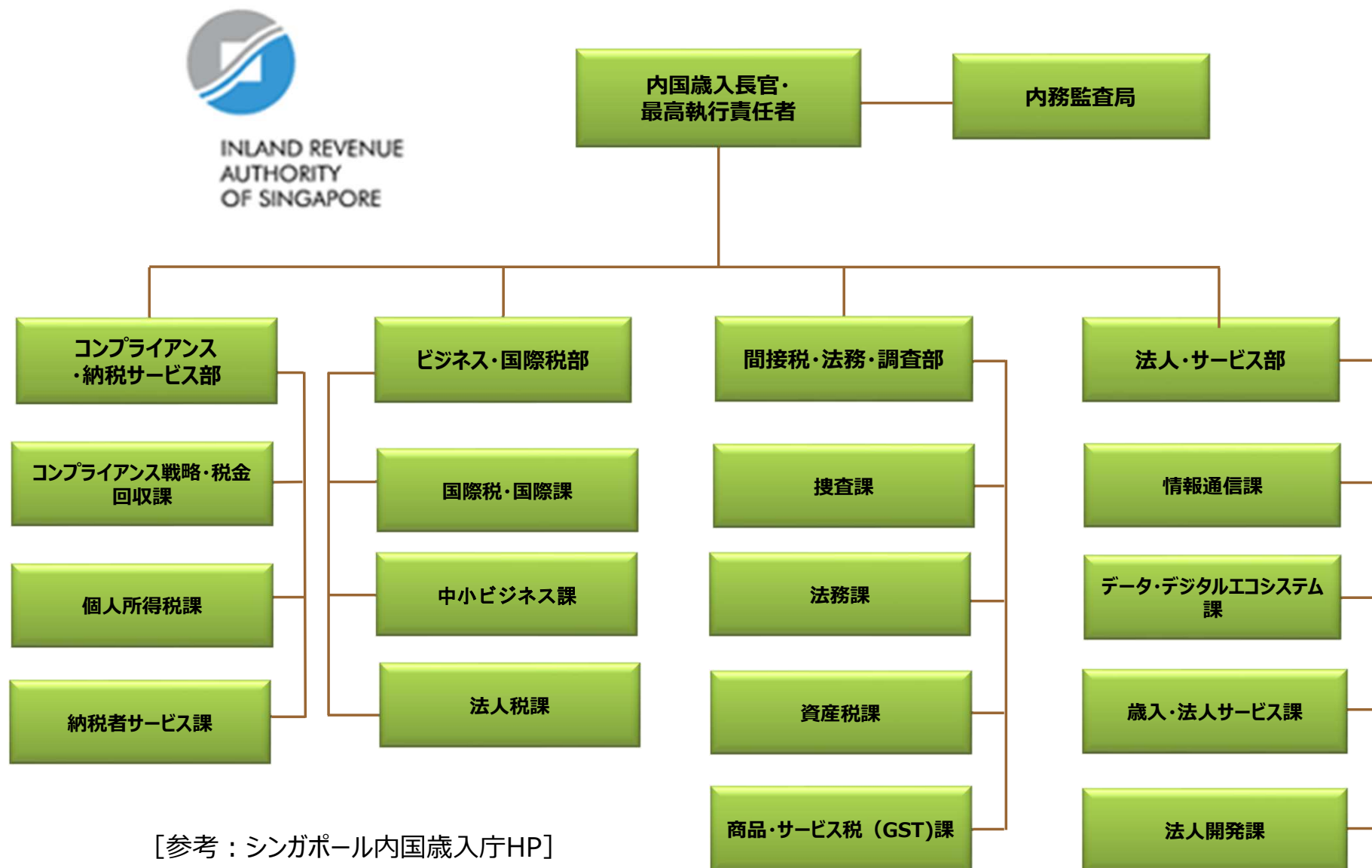
[出典：シンガポール財務省HP、Singapore Government Directory]

機関名	業 務
内国歳入庁 (Inland Revenue Authority of Singapore) 	政府に代わり税の支払管理・評価・徴収・執行を行う。また税に関し政府に助言を行うとともに国を代表する。
会計企業統制庁 (Accounting and Corporate Regulatory Authority) 	シンガポールの企業・ビジネス・経理発展のための環境整備を行う。
公営賭博管理庁 (Tote Board: Singapore Totalisator Board) 	競馬やその他のギャンブルが正当かつ健全に実施されるよう管理する。また、ギャンブルから得た収入をN P O法人等に寄付する。

5. 関連機関



(3) 内国歳入庁組織図





～御静聴ありがとうございました～